

府中市特別支援教育推進計画
第2次推進計画 概要版

府中市教育委員会

<目 次>

| | | |
|-----|---------------------------------|-----|
| I | 推進計画の基本理念 | (1) |
| II | 推進計画の実施期間 | (1) |
| III | 推進計画の実施に当たって | (1) |
| IV | 第1次推進計画を振り返って | (1) |
| V | 府中市における現状と課題 | (1) |
| VI | 特別支援教育の推進に向けた総合的な教育体制の整備 | |
| 1 | 安心して、豊かに学ぶための教育支援を積極的に推進します。 | |
| (1) | 通常の学級に在籍する発達障害児等を含めた支援の充実 | (2) |
| (2) | 特別支援学級の充実 | (2) |
| (3) | 特別支援巡回チーム（専門家チーム）による学校支援の充実 | (2) |
| 2 | 学校全体で教育支援を行うために、学校体制を整備します。 | |
| (1) | 校（園）内委員会の充実 | (2) |
| (2) | 特別支援教育コーディネーターの複数指名 | (2) |
| (3) | 個別指導計画、個別の教育支援計画等の充実 | (2) |
| 3 | 質の高い教育を行うために、教員の資質・専門性の向上を図ります。 | |
| (1) | 教員の主体的な研究・研修の充実 | (3) |
| (2) | 教員研修の充実 | (3) |
| (3) | 特別支援教育推進連絡会の充実 | (3) |
| 4 | ライフステージに応じた相談及び相談支援体制を充実します。 | |
| (1) | 特別支援相談室の充実 | (3) |
| (2) | 幼児・児童・生徒一人一人の適切な就学 | (3) |
| (3) | 就学・転学相談の充実 | (3) |
| 5 | 府中市における関係機関ネットワークづくりを推進します。 | |
| (1) | 副籍の充実・都立特別支援学校との連携 | (4) |
| (2) | 大学との連携の強化：発達心理学専攻等の大学院生による教育支援 | (4) |
| (3) | 心身障害者福祉センター（あゆの子）等、就学前施設との連携 | (4) |
| 6 | 学校関係者、市民への特別支援教育に関わる情報を発信します。 | |
| (1) | P T A・保護者等への説明と理解 | (4) |
| (2) | 児童・生徒の理解啓発 | (4) |
| | 概要図 | (5) |

I 推進計画の基本理念

府中市では、障害のある子供のライフステージを見通し、豊かな将来を育むために、就学時から中学校卒業時までの一貫した教育体制の構築を目指すとともに、子供や保護者、教職員をはじめとして、市民への理解啓発活動を進めます。そして、障害のある子供一人一人の特別な教育的ニーズを把握するとともに、その子供の能力や可能性を最大限に伸長するため、特別支援教育を推進します。

II 推進計画の実施期間

本計画は、平成26年度から平成30年度までの5年間で実施していきます。

III 推進計画の実施に当たって

現在、策定中である次期府中市学校教育プランや平成26年度からの第6次府中市総合計画との整合を図り、各施策についてPDCAサイクルに基づいた進行管理を行っていきます。

IV 第1次推進計画を振り返って

校内委員会の設置について

【成果】

校内委員会は全ての府中市立学校で設置され、特別な支援が必要な児童・生徒の支援体制等について共通理解や協議が行われています。

【課題】

学校によって、定期的で開催している学校から必要に応じて開催する学校があります。学校の児童・生徒の実態によって開催方法が異なりますが、全校で支援が必要な児童・生徒の対応及び指導について共通理解の下に進めていくことが重要で、より一層校（園）内委員会を充実させていくことが必要となります。

※ その他の項目については本編をご参照ください。

V 府中市における現状と課題

特別支援学級の児童・生徒の現状

| 種 別 | | 学校区分 | 年度別 児童・生徒数 | | | | |
|---------|-------------|-------|------------|------|------|------|------|
| | | | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
| 固 定 学 級 | 知的障害学級 | 小 学 校 | 130 | 125 | 128 | 128 | 143 |
| | | 中 学 校 | 77 | 76 | 90 | 102 | 96 |
| 通 級 指 導 | 難 聴 学 級 | 小 学 校 | 6 | 4 | 4 | 5 | 6 |
| | | 小 学 校 | 35 | 45 | 49 | 46 | 50 |
| | 情 緒 障 害 学 級 | 小 学 校 | 112 | 112 | 112 | 115 | 126 |
| | | 中 学 校 | 26 | 26 | 15 | 23 | 33 |
| 計 | | | 386 | 388 | 398 | 419 | 454 |

(当該年度の5月1日の児童・生徒数)

特別支援学級に在籍する児童・生徒数は増加傾向にあり、平成25年5月では、固定学級、通級指導学級を合わせて454人となっています。

こうした傾向は、今後も続くものと予想されます。通常の学級を含め、障害の状態に応じた合理的配慮が必要となります。

※ その他の項目については本編をご参照ください。

VI 特別支援教育の推進に向けた総合的な教育体制の整備

1 安心して、豊かに学ぶための教育支援を積極的に推進します。

(1) 通常の学級に在籍する発達障害児等を含めた支援の充実

学校が自校の実態に合わせ様々な課題に対応できるよう自律予算(校長裁量の予算)を配当し、これにより学校は特別支援教育を含めた学習やメンタル、問題行動等に対応するための補助員の配置を予算の範囲内で決められるようになりました。

(2) 特別支援学級の充実

知的障害や情緒障害のある児童・生徒数の推移を踏まえ、今後も特別支援学級の充実を更に検討していきます。また、「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画」で述べられた「全ての学校に特別支援教室を設置する」に基づき、東京都のモデル事業等の動向を見ながら、「特別支援教室」を含め、知的障害の固定学級や通級指導学級の増設、情緒障害の固定学級の設置を検討していきます。

(3) 特別支援巡回チームによる学校支援の充実

発達障害や情緒が不安定な児童・生徒のニーズに応じた指導方法や支援についての助言を行うとともに、教員の専門性の向上のために、特別支援巡回チームが定期及び随時に訪問を行います。

2 学校全体で教育支援を行うために、学校体制を整備します。

(1) 校(園)内委員会の充実

幼児・児童・生徒の実態の把握、個別指導計画の作成、全教員の共通理解を図るための校(園)内研修の推進、関係機関との連携等を行い、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応していきます。

(2) 特別支援教育コーディネーターの複数指名

校(園)内委員会担当、副籍担当、関係機関との連携担当等、役割を細分化することで負担感を軽減するとともに、より充実した特別支援教育の推進が可能となるよう、全小・中学校で特別支援教育コーディネーターを複数指名します。

(3) 個別指導計画、個別の教育支援計画等の充実

個別指導計画は、全ての特別支援学級に在籍又は通級している児童・生徒及び通常の学級において、障害の有無に関わらず、特別な支援が必要な幼児・児童・生徒においても作成していきます。

個別の教育支援計画障害のある幼児・児童・生徒の幼児期から学校卒業までの一貫性のある支援を行うことを目的として、教育、保健・医療、福祉、労働等の連携に基づき、保護者と共に作成します。

3 質の高い教育を行うために、教員の資質・専門性の向上を図ります。

(1) 教員の主体的な研究・研修の充実

特別支援教育を推進していくためには、特別支援学級の担当教員や設置校の校長・副校長、教員だけでなく、全教員の専門性や資質の向上を図るための計画的・継続的な研修を進めることが不可欠です。そのためには、教員一人一人が日々の教育活動の中で継続的に研修・研究を深めていかなければなりません。各学校（園）では、校（園）内委員会を機能させ、特別支援教育コーディネーターや研究主任が中心となって、校（園）内における研修体制の整備・充実を図る必要があります。

(2) 教員研修の充実

特別支援教育に関わる研修について整備し、全教職員を対象として実施していく必要があります。特に、都立特別支援学校と連携し、共催での研修の機会を設定していきます。また、都の特別支援教育コーディネーター研修受講についても、各学校（園）の特別支援教育の一層の推進の視点から、計画的に行っていきます。

(3) 特別支援教育推進連絡会の充実

教育センターが特別支援教育推進連絡会を開催し、特別支援教育の推進や各関係機関の連携を目的として、教育センターを中核とした都立特別支援学校、公立幼稚園、保育園、市立小・中学校、学童、保健、医療、福祉の関係諸機関との総合的な連携の在り方について協議を進めるとともに、府中市特別支援教育推進計画の検討、各機関との情報の交換、施設訪問等を行っていきます。また、特別支援教育推進計画、特別支援学級の新設や教育課程を含めたカリキュラム等の内容について検討を行う専門委員会を必要に応じて設置していきます。

4 ライフステージに応じた相談及び相談支援体制を充実します。

(1) 特別支援相談室の充実

特別支援相談室は、学校外にあって、学校と関係機関との連絡・調整や学校に直接助言・支援を行うなどします。学校が関係機関に専門的な支援を求める場合などに、特別支援教育に関わる相談の窓口となる役割も担っていきます。また、特別支援相談室では、就学相談員・教育相談員・特別支援巡回チーム・スクールソーシャルワーカーによる特別支援チームを組織し、それぞれが連携しながら、学校を支援していきます。

(2) 幼児・児童・生徒一人一人の適切な就学

障害のある幼児・児童・生徒の保護者や子供への支援相談活動（教育相談）として、就学前における保護者を対象とした相談（就学前相談）・就学時における相談（就学相談）・入学後における相談（転学相談・適応相談）を行っており、今後もより一層の充実に努めていきます。

(3) 就学・転学相談の充実

小学校に入学する際の就学相談システムや特別支援教育についての知識や、府中市内の特別支援学級の情報等について、幼稚園や保育所（園）の教員及び保育士に理解してもらい、通園（所）している子供の保護者へ伝えていただくことは大切なことです。そこで、私立幼稚園長会と保育園長会において、就学相談員が就学相談のシステムと特別支援学級設置校等について説明を行っています。私立幼稚園教諭全体研修会でも、同様の説明を実施しています。また、保健センター

職員への情報提供、情報交換等も行っており、今後もより一層の充実を図っていきます。

5 府中市における関係機関ネットワークづくりを推進します。

(1) 副籍の充実・都立特別支援学校との連携

副籍制度について、都立特別支援学校と連携しながら小・中学校の教職員や在籍する児童・生徒及びその保護者に対する理解啓発を積極的に進めています。特別支援教育コーディネーター連絡会等の機会に、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと副籍事業の実施について情報交換するなどして、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒の居住地での交流が充実するよう検討します。

(2) 大学との連携の強化：発達心理学専攻等の大学院生による教育支援

小・中学校に大学院生を派遣し、発達障害があると見られる児童・生徒への教育支援を推進するとともに、特別支援教育の視点からの授業改善や学級経営の在り方の検討も行います。

(3) 心身障害者福祉センター（あゆの子）等、就学前施設との連携

心身障害者福祉センターとの連携を図り、通所している幼児の保護者を対象に、様々な取組を行い、障害のある子供の保護者支援をしています。今後は、より一層子ども家庭支援センター「たち」との連携を図り、障害がある幼児・児童・生徒の情報を共有し、指導や対応について協議していきます。

6 学校関係者への特別支援教育に関わる情報を発信します。

(1) PTA・保護者等への説明と理解

PTAや保護者等を対象に講師を招へいし、制度、教育そのものについての研修会を開催しています。また、学校の取組について、学校便りに掲載するなど、積極的な広報活動を展開しています。

(2) 児童・生徒の理解啓発

全教育活動を通して、児童・生徒に適切に人権教育や障害者の理解に関わる教育を進め、障害の有無に関わらず児童・生徒が互いを認め合い、支え合い、尊重し合うようにしていくことが大切です。特に、障害のある児童・生徒の理解については、教職員の理解や指導の姿勢が、児童・生徒に大きく影響することに十分留意して、学校や学級内における温かい人間関係づくりに努めていきます。

府中市特別支援教育推進計画 第2次推進計画

特別支援教育に関する国や都の動向

- 1 国の動向
 - 障害者基本法（平成23年8月に改正）
 - 発達障害者支援法
 - 学校教育法等（平成19年4月に改正）

- 2 都の動向
 - 「東京都特別支援教育推進計画第三次実施進計画」の策定及び実施

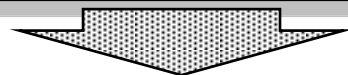
府中市教育プラン21

心身に障害のある児童・生徒に対して、それぞれの能力や個性を伸ばさせる教育を展開することが必要です。そのため、就学前から幼稚園、保育所や医療機関などとの連携を図り、一人一人の児童・生徒の障害の状態を十分に把握し、それぞれの障害に適した教育を行うことが重要です。（略）
第4節3特別支援教育の充実

教育目標及び基本方針

障害のある幼児・児童・生徒が、その能力・特性などを十分に伸ばして成長・発達していけるよう、校内委員会を充実させるとともに、個々の教育ニーズに応じたきめ細かな指導を展開する等、特別支援教育の充実に努める。
【基本方針2】

障害のある子供のライフステージを見通し、豊かな将来を育むために、就学時から中学校卒業時までの一貫した教育体制の構築を目指すとともに、児童・生徒や保護者、教職員をはじめとして、市民への理解啓発活動を進めます。そして、障害のある児童・生徒一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、その児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸長するため、特別支援教育を推進します。



特別支援教育の推進に向けた総合的な教育体制の整備

1 安心して、豊かに学ぶための教育支援を積極的に推進します。

- (1) 通常の学級に在籍する発達障害児等を含めた支援の充実
- (2) 特別支援学級の充実
- (3) 特別支援巡回チームによる学校支援の充実

2 学校全体で教育支援を行うために、学校体制を整備します。

- (1) 校内委員会の充実
- (2) 特別支援教育コーディネーターの複数指名
- (3) 個別指導計画、個別の教育支援計画等の充実

3 質の高い教育を行うために、教員の資質・専門性の向上を図ります。

- (1) 教員の主体的な研究・研修の充実
- (2) 教員研修の充実
- (3) 特別支援教育推進連絡会の充実

4 ライフステージに応じた相談及び相談支援体制を充実します。

- (1) 特別支援相談室の充実
- (2) 児童・生徒一人一人の適切な就学
- (3) 就学・転学相談の充実

5 府中市における関係機関ネットワークづくりを推進します。

- (1) 副籍の充実・都立特別支援学校との連携
- (2) 大学との連携の強化：発達心理学専攻等の大学院生による教育支援
- (3) 心身障害者福祉センター（あゆの子）等、就学前施設との連携

6 学校関係者等への特別支援教育に関わる情報を発信します。

- (1) PTA・保護者等への説明と理解
- (2) 児童・生徒の理解啓発